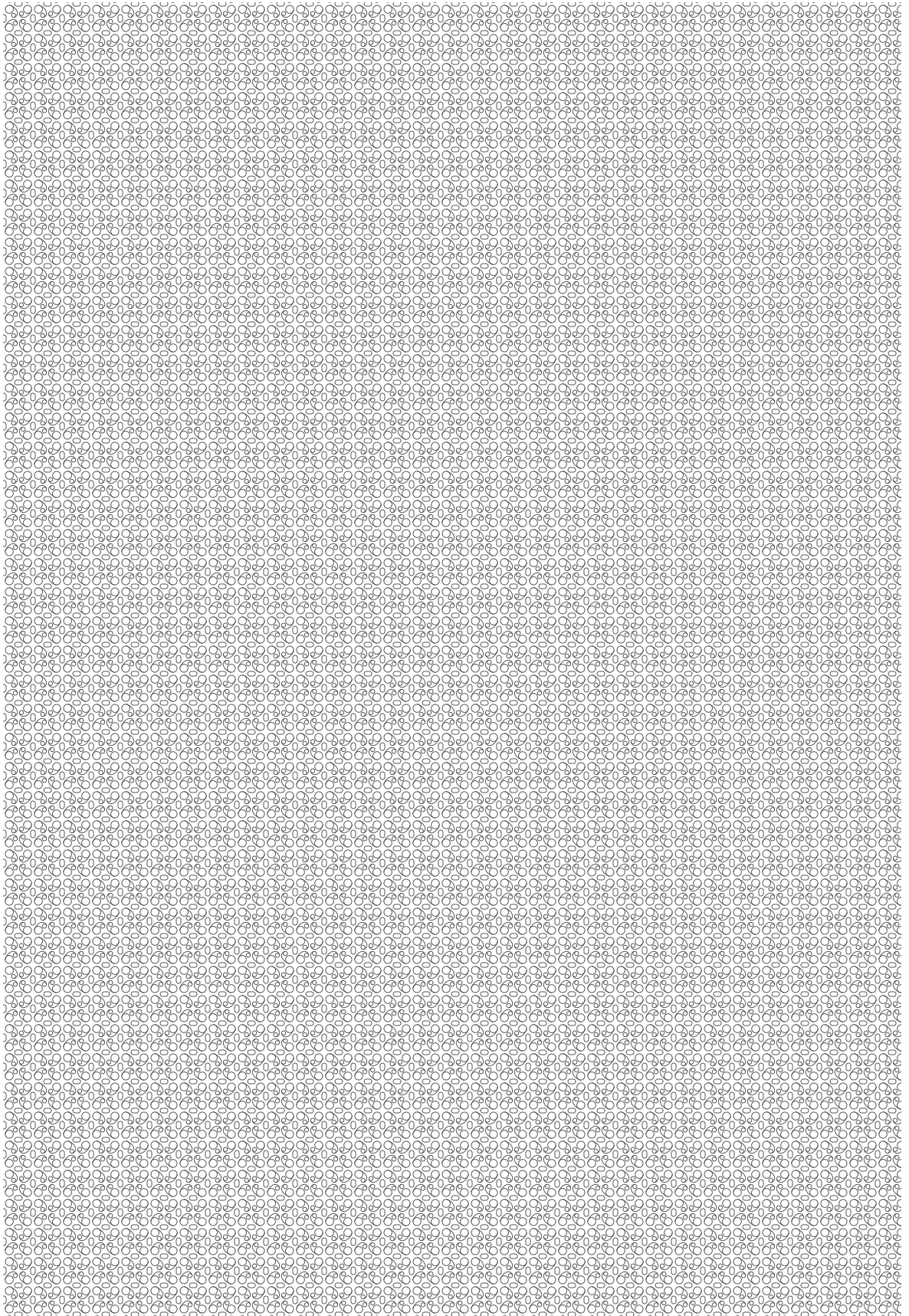


2026年度入学試験問題

国語

(試験時間 13:25～14:35 70分)

1. 解答用紙には、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類があります。
2. 解答は、必ず解答欄の枠内に記入もしくはマークしてください。解答欄以外への記入およびマークはすべて無効となります。特に、記述解答用紙の採点欄に解答を記入しないよう、注意してください。
3. 解答は、HBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、一度マークした箇所を修正する場合、しっかりと消してください。消し残りがあると、解答が無効となることがあります。また、消しくずを残さないでください。
4. 解答用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。また、マーク解答用紙を記述解答用紙の下敷きを使用しないでください。
5. 解答用紙には、必ず受験番号と氏名を記入・マークしてください。未記入や記入・マークミスなどがあつた場合は、当該科目の解答は無効になります。



— 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(40点)

(1) デモクラシーと戦争がいかなる関係にあるかについては、様々な仕方でも論ずることができるだろう。デモクラシーはいかにして戦争へと突入するのか、戦争はいかにしてデモクラシーを破壊するのかといった問いがすぐさま思いつく。しかし、これらは記述的な問いである。法哲学の立場からはこれとは別の規範的な視角を取ることが求められる。そこで本稿では、デモクラシーと戦争が互いを規範的条件として必要とするかという問いについて考えてみたい。

デモクラシーには政治的正統性と結びついた肯定的な響きがあり、戦争には必要(ではあれ)悪としての否定的な響きがある。両者が互いを必要とするかを問うこと自体がキミヨウ⁽²⁾に聞こえるかもしれない。しかし、デモクラシーによる戦争やデモクラシーのための戦争もあり得ることを考えれば、デモクラシーにとって戦争とはどのような意味合いを持つのか。また戦争に対してデモクラシーはいかなる意義を付するのかについて検討することは、さほどおかしなことではない。

なお、「デモクラシー」という語は多義的であり、政治理念としての民主主義、政治制度としての民主主義、あるいは民主主義を理念ないし制度とする国家のいずれをも指示し得る。本稿では若干の箇所「デモクラシー」の語を用いるほかは、なるべくいずれの意味で用いているかを明確にしながら論ずる。その際、民主主義国家は自由主義的でもあることを前提とする。民主主義が機能するためには個人の権利に対する自由主義的な保障が不可欠だと考えられるからである。他方で、民主主義の理念は自由主義的な諸原理を当然には含まない。

「戦争」という語も曖昧さを含む。本稿は実定国際法上の議論を目的とするものではないから、国際法上、形式のおよび実質的意味において戦争とされるような主権国家間の敵対関係には限定せず、非国家主体によるものも含むかたちで理解しておきたい。

デモクラシーが戦争を必要とするという主張に対しては、戦争こそが民主主義の理念や制度、さらには民主主義国家そのものに対する最大の脅威であり破壊者であると考えられるほうが正しいように思われる。エドワード・H・カーは、全体主義国家と対決

するためには民主主義国家もまた言論統制や思想⁽³⁾センデン（プロパガンダ）に手を染めざるを得なかったと指摘する。戦前の日本では戦争に突き進む過程で大正デモクラシーが潰^{つぶ}えたし、対テロ戦争はアメリカ社会を分断し民主的平等の理念を傷つけた。これらの例に照らせば、戦争は民主主義の制度を機能不全に陥らせ、民主主義の理念をソコ⁽⁴⁾なうものであるという主張に根拠がないわけではない。

他方、⁽⁵⁾デモクラシーこそが戦争を欲したのだという意見にも説得力がある。軍国主義は民主主義国家にとっても決して無縁ではない。民主主義国家がその理念を対外的にも推し進めることへの衝動に駆られることも珍しくはない。2003年のアメリカによるイラク侵攻が、フセイン政権による大量破壊兵器の開発・保持以外に、その非民主的・人権侵害的性格を理由として行われたことは、記憶に新しい。抑圧的なフセイン政権を打倒し、民主的な政治体制を⁽⁶⁾ジュリツすることが、地域や世界の平和のためにも個人の権利保障のためにも望ましいと考えられたのである。

歴史的に見て、民主的平等の実現と戦争は深く関わってきた。古代アテネの民主主義の発展が、重装歩兵や三段^{かひ}権船^{せん}の漕ぎ手としてポリスの軍事的勝利に貢献した市民の発言権の拡大に伴うものだったことはよく知られている。近代に入っても、ナポレオン戦争が（ナシヨナリズムとともに）民主主義の理念をヨーロッパの近隣諸国に波及させたと見えるし、イギリスで女性参政権が認められたのは第一次世界大戦がきっかけであった。アメリカで一般社会での黒人に対する法的な差別の撤廃がなされるのは公民権運動を経てからだが、軍隊内での制度的な差別は第一次世界大戦・第二次世界大戦における黒人兵士の活躍の結果、いちはやく取り除かれていった。

これらのことは、民主主義の理念の普及や制度の発展に戦争が寄与することを示しているように思われる。もともと、戦争が民主主義が発展するための必要条件だとまで考えるのは、やや行き過ぎかもしれない。フランス革命やロシア革命はそれ自体は戦争とは呼べないが、絶対君主制を打倒し、少なくともそれ以前よりは民主的な政治体制の成立を導いた。日本では確かに1945年の敗戦により連合軍の占領下で民主的な政治体制が憲法典にはっきりと書き込まれた。しかし、既に1910年代から1920年代にかけていわゆる大正デモクラシーが生まれ、議会政治が開いていたことを忘れてはならない。さらに、その成立

に日露戦争が直接寄与したと考えることもまた難しいだろう。その意味では、デモクラシーは戦争を必要としない。

しかし、デモクラシーは戦争を少なくともその規範的な前提として成立しているのではないか、その意味で、デモクラシーの根底には戦争の可能性が伏在していると思われるかもしれない。戦争を行い得ることは民主的な政治体制が正統に成立するため前提条件なのではないかというのである。いくつかのレヴェルの主張が区別できるだろう。民主主義国家は戦争遂行能力、つまり軍隊を持たねばならない。民主主義国家は究極的には力によって守られねばならない。⁽⁷⁾民主主義国家は戦争の潜在的可能性の上に成り立つなどといった主張である。

このうち最も根本的なレヴェルにある主張は、戦争の潜在的 가능성을民主的な政治体制の正統性の基礎とするものである。カール・シュミットは友敵の区別こそが政治的なものに固有であると考えた。友と敵を区別しないような共同体は、政治的な単位とはなり得ないと言うのである。そうであれば、民主的政治体制にとってもまた、戦争を予期し、それに備えることがその成立の前提だということになるだろう。もっとも、「デモクラシーは戦争を必要とするか」という問いを、非民主的な政治体制との比較を前提としたものとして理解するならば、このように答えるのは的外れかもしれない。また、友敵の関係によって表される政治共同体の境界は集合的自律の範囲を確定するために必要であるかもしれないが、それを戦争の潜在的可能性と直接結びつけるのは誤りだろう。例えばシヤンタル・ムフは、世界から敵対的な関係が消滅することはないとしながら、友敵の関係を「我々／彼ら」関係で置き換え、対立を闘技的な形態へと導くことを提唱している。後でも見るように、民主主義の平和論によれば、民主主義国家間では戦争の可能性は減少する。直観的にも、日本とアメリカ、西ヨーロッパ諸国の間で戦争が起きる可能性は限りなくゼロに近いと言えるだろう。しかし、戦争の可能性が無いに等しいからといってこれらの国家の政治体制が正統性を否定されるわけではない。

⁽⁸⁾ それでもなお、民主国家は力によって防衛されねばならないのではないか。民主的な政治体制が正統であるのならば、転覆の試みに対してそれを擁護することが正しい。それを可能にする制度的な仕組みを用意しないことはそれ自体正当化されない。このような思想に基づく民主的制度の対内的な防衛についてはドイツの「闘う民主主義」の例があるが、対外的な防衛については

どうだろうか。まず、外敵に対する防衛がなされる場合を考えてみよう。防衛が不平等にしか行われず一部の住民が恣意的に犠牲にされるとしたら、それは民主的平等の理念に照らして許されないことになるだろう。民主主義国家において政治共同体の構成員は平等な資格を承認されるのであり、一部を守るためにそれ以外の構成員を犠牲にするならば、犠牲にされる人々は平等に尊重を受けるのではなく他の人々を防衛するための手段として用いられるに過ぎないからである。もつとも、戦略的に一部の地域の防衛を断念せざるを得ない場合もあるだろう。その場合にも、住民を等しく防衛するという原則の持つ重みを認めない意思決定は正当化されない。

このように、外敵に対して防衛を行う場合には保護は等しく与えられねばならないが、このことは防衛を行うことそれ自体に対する要求と同義ではない。井上達夫によれば、非暴力抵抗を唱える絶対平和主義は正義への強いコミットメントを有する筋の通った立場である。しかも、安全保障政策は民主的な討議によって決められるべき事項であり、その埒外うらぎに置かれるべきではないと言う。この立場に立つならば、国民にその覚悟がありさえすれば、民主的決定手続を通じて絶対平和主義を選択し、軍隊を持たないだけでなく一切の暴力による抵抗も否定するという決断も下し得るようになると思われる。

しかし、民主的な政府が非暴力抵抗を政策として選択し、個人に対して義務付けることは果たして可能か。まず、井上が指摘するように、絶対平和主義の厳しい要求は自ら自発的に引き受けるのであればともかく、他者に義務として課することができるようなものではなく、「義務以上の務め」として理解されねばならない。したがって、民主的手続に従って非暴力抵抗が選択されたとしても、この決定は民主的決定の枠を超えるものであるため個人には従う義務はない。また、市民に対して非暴力を義務付けないまでも、政府が無抵抗政策を取り市民の防衛を拒絶するならば、市民と政府の間の信託の違反となるように思われる。政府が個人から自力救済の権利を奪うことができるためには、政府が市民に対して適切な保護を与えるという条件が満たされねばならないと考えられるからである。そして、そのようなかたちで政府が正統性を失うならば、個々の市民はそれまで法によって禁じられていた武器を取り、侵略者に対して自力で抵抗することが許されることになるだろう。もつとも、国際社会の現実には照らせば、侵略者の持つ強大な軍事力の前では軍事的抵抗がほとんど意味をなさないということもあり得る。このような想定の下、

非暴力抵抗を掲げて国際世論に訴えることはむしろ合理的な選択であり得、市民に対する信託に反しないかもしれない。

では、個人にとって民主的な政治体制を防衛することは市民としての相互的な道徳的義務ではあり得ないのか。様々な根拠が考えられる。民主的政治実践への参加によって、人はそれに伴う負担の引受けに同意している。日頃、民主的政治体制の恩恵をキョウジュ⁽⁹⁾しておいて、いざそれが危殆に瀕しているときに防衛に力を貸さないのは不公正である。正統な政治体制を維持しようとしなないことは自然的義務に反する。この問いは重要だが、本稿の範囲を超える。ただ、自由主義的な観点からは究極的には個人の生存という利益が優先すると考えられる。

では、民主主義国家が軍隊を持たないという選択をすることは可能か。この選択は、結果として侵略者に対する市民の防衛を放棄することを意味するが、先ほどの議論からすればそれは一律には禁じられない。そもそも軍隊と言っても様々であり、アメリカのように世界中に展開し同時に2つの戦争を遂行する能力を持つものもあれば、アンティグア・バーブーダのように130人という小規模の軍隊も存在する。また、警察のほか、準軍事組織とされる国境警備隊・沿岸警備隊のような実力組織も存在する。軍隊を保持しなければならぬということには、ほとんど意味がない。他の主権国家の攻撃に対して実力で対抗するための組織という意味で捉えるとしても、先に述べたような国家間の実力差からすれば、そのような組織を持つことが市民を保護するための最善の方法であるとは限らない。

以上の考察を踏まえれば、「デモクラシーは戦争を必要とするか」という問いに対しては、「否」という答えが与えられる。民主主義の理念が戦争の可能性を前提としているとは言えないし、民主主義国家は戦争遂行能力やさらには軍隊を持たねばならぬとも言えないのである。

(郭舜「デモクラシーと戦争は互いを必要とするか」(飯田高ほか編『リーガル・ラディカリズム——法の限界を根源から問う』所収)による。出題の都合上、一部中略・改変した箇所がある)

注 ドイツの「闘う民主主義」……民主主義に沿った手続きで民主主義体制を覆す言動について、その権利を認めないという

考え。その代表例として、ドイツでは第二次世界大戦後、ナチスによる人権抑圧への反省から、人権を否定する言論やナチスを礼賛する政治団体の結成を禁止している。 井上達夫……日本の法哲学者（一九五四～）。

〔問一〕 傍線(2)(4)(9)のカタカナを漢字で書きなさい（楷書で正確に書くこと）。

〔問二〕 傍線(3)(6)の漢字と同じ漢字を含むものを、左の各群の中から一つずつ選び、符号で答えなさい。

- (3) センデン
- A センドウ的な言葉を吐く
B 新ブランドがセンブウを巻き起こす
C センオウな振る舞いを戒める
D 裁判長が無罪をセンコクする
E センパクな知識をひけらかす
- (6) ジュリツ
- A 願いを叶えるジュジュツを行う
B 竣工記念にシヨクジュする
C 祖父は今年キジュを迎える
D 電力のジュキュウが均衡する
E 入賞者に記念品がジュヨされる

〔問三〕 傍線(1)「デモクラシーと戦争がいかなる関係にあるか」とあるが、この問いから筆者が試みようとしているのはどのようなことか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A デモクラシーが戦争に巻き込まれる経緯や戦争によってデモクラシーが脅かされる過程を、歴史的な事例を参考に解き明かすこと。

B 一般に否定的に見られがちな戦争の側面を見直し、それがデモクラシーとどのように結びつきうるかを実証的に明らかにすること。

C デモクラシーと戦争が、一方が他方を正当化するための必要な前提となりうるのかを検討し、両者の相互性について考察すること。

D 自由や平等を内包する民主主義について、その理念が戦争を通してどのように実現されてきたのかを規範的角度から確認すること。

E デモクラシーと戦争のあいだにある構造的対立に着目し、両者における制度的特性や思想的背景の違いを具体的に比較すること。

〔問四〕

傍線(5)「デモクラシーこそが戦争を欲したのだという意見にも説得力がある」とあるが、本文で説明された具体例のうち「説得力がある」と言える根拠となるものとして、最も適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A アメリカのイラク侵攻が独裁国家は民主国家の敵だという指導者の価値観に支えられていたように、民主主義の理念が戦争を正当化したこと。

B 古代アテネでは民主主義の発展がポリスの軍事的勝利に貢献したように、民主政治が戦争の勝利を確実なものにした歴史が多く存在すること。

C イギリスでは第一次世界大戦への協力で女性の参政権が認められたように、民主的平等の実現に戦争が寄与してきたという側面があること。

D フランス革命やロシア革命が民主的な政治体制の成立を導いたように、戦いの歴史が民主主義の理念の普及や制度の発展をもたらしたこと。

E 日本では戦後の連合軍の占領下で民主的な政治体制が整ったように、民主主義の理念の普及や制度の発展と戦争は不可分な関係であること。

〔問五〕 傍線(7)「民主主義国家は戦争の潜在的可能性の上に成り立つなどといった主張」とあるが、この主張に対して、筆者はどのように考えているか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 非民主的な政治体制の国家による侵略という可能性が否定できない以上、危機的状况を回避するために、民主国家は力によって防衛されねばならないと考えている。

B 戦争が起きる可能性が限りなくゼロに近いとしても、世界から敵対的な関係が消滅することはないため、外敵に対する備えをおろそかにしてはならないと考えている。

C 戦争は国家にとって最大の脅威であり、民主主義国家であるか非民主主義国家であるかにかかわらず、戦争の潜在的可能性は常に考慮しておくべきであると考えている。

D 国際的な情勢において敵対的關係が存在しても必ず戦争が起きるわけではなく、また戦争の可能性がないとしても民主主義体制の正統性は否定されないと考えている。

E デモクラシーによる戦争やデモクラシーのための戦争も起こり得るため、民主的な政治体制を維持するには、戦争を行い得る軍隊を持たねばならないと考えている。

〔問六〕 傍線(8)「それでもなお、民主国家は力によって防衛されねばならないのではないか。」とあるが、「防衛」に関する筆者の考えとしてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 民主国家が外敵に対して防衛を行う場合、市民を等しく防衛することが原則であるが、民主的な討議によっては、一部の地域と市民の防衛を断念する戦略も認められる。

B 民主国家が市民を等しく防衛することが困難な場合のみ、民主的決定手続きを通じて、一切の暴力による抵抗を否定する絶対平和主義を選択すべきである。

C 絶対平和主義は民主的決定の枠を超えるものだが、侵略者の強大な軍事力の前では軍事的抵抗はほとんど意味をなさないから、個人の義務として正当化される。

D 民主国家は市民の生存にとって不可欠であるから、その民主国家の危機に際して、市民が防衛の負担を引き受けないことは不正であり、防衛は市民の義務である。

E 民主国家が外敵に対して、市民の防衛よりも非暴力による抵抗を優先する場合、市民は侵略者に対して武器を取り、自力で抵抗することが認められる。

〔問七〕 本文の趣旨としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A デモクラシーと戦争の関係には、民主的理念の進展に寄与した面と、その理念を破壊した面の双方がある。とはいえ、戦争を想定しない民主国家は、外部からの脅威に対処する実効性に欠け、秩序維持に支障が生じる恐れがある。そのため、戦争を遂行する能力を備えていることは、国家の正統性の条件といえるだろう。

B デモクラシーと戦争の関係は一樣ではなく、戦争が民主主義の拡大に寄与した事例もあれば、逆にそれを傷つけた例もある。また、戦争の可能性がほほえない状況でも民主国家の正統性が揺らぐわけではなく、軍備を持たない選択も成立しうる。非暴力による防衛や国際世論への訴えが、必ずしも民主主義と矛盾するわけではない。

C デモクラシーと戦争の関係は複雑で、民主的理念が国家内部に作用するだけでなく、しばしば対外的介入につながる点に特徴がある。民主国家はその価値を普遍的とみなし、他国の制度の変革を支援あるいは促進しようとするため、武力行使の可能性も高まる。民主的理念の追求が、国際関係における緊張を生む側面も否定できない。

D デモクラシーと戦争の関係は多様であるが、戦争の経験がないほうが民主主義は成熟する傾向にある。戦争を介さずに民主主義を追求する例も存在し、それによって民主的理念が意義を失うとは限らない。このため民主国家に軍事力や戦争経験が不可欠とは必ずしもいえず、軍備の有無に関しては様々な考え方が存在する。

E デモクラシーと戦争の関係については色々な議論があるが、特に重要なのは国民を等しく守るといふ理念である。対外的防衛手段は状況に応じて変化するものの、住民の安全が脅かされる事態が繰り返されれば、国家への信頼が揺らぐ可能性がある。民主政治への期待や合意を保つには、現実的な対応が求められるだろう。

二 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(30点)

美術館などのミュージアムにはかつて、わたしたちの日常からは離れた「殿堂」というイメージが伴っていたかもしれない。あるいは現在でもそのようなイメージを抱いているという人も少なからずいるだろう。ただ、日常から離れたその手の特別感⁽¹⁾は、近年では批判にさらされやすい。

哲学者のピーター・チェイニは、美術館にはさまざまなルールがあり、それが、「人びとのあいだの相互のやり取りを縮減して、^{うやうや}恭しい静けさを促進してしまおう」と述べている。こうして生み出されるのが、どこかよそよそしい「距離のエトス」である。これに対してチェイニが推すのは、美術館に恭しく飾られている立派な芸術作品を鑑賞することは別の、もっとありふれたモノや活動にも価値を見いだす「日常の美学」である。ここでいう「日常の美学」は、特別なものとしての芸術作品を鑑賞するときのような、過度の完璧さを求めない。そこでは距離や排除ではなく、もっとゆるやかな、「包摂のエトス」や「帰属のエトス」が育まれるとチェイニは説くのである。このようなチェイニの議論を踏まえて言うならば、美術館のなかでの積極的な会話は、日常から断絶した場であることを理想としてきた美術館を、日常と地続きの場として、いわばつなぎ直す機能を果たすのだと考えるのもよいかもしれない。

声と会話が、美術館の展示室にありふれた日常を持ち込むのだ。

いずれにせよわたしたちは、相応の理由があつて作品の前で語り、相応の理由があつて作品の前で沈黙する。誰かと一緒に作品を取り囲み、意見や感想の交換をしながら作品理解を深めていくケースがある一方で、他方では、他者の声をシャットアウトして、誰からも邪魔をされずに作品そのものと対峙^{たいじ}するというケースもある。そして、なんとも居心地が悪いことに、この二つのケースが現実の展示室のなかでしばしば対立してしまうのである。⁽²⁾

ミュージアム、特に美術館という館種のミュージアムにおいて、「声」や「音」が争点になってしまふのはなぜか。この問いに対する最も簡単な答え方は、ミュージアムが公共の場として成立しているからこそ「声」や「音」が争点化されるのだ、とい

うものであるだろう。

美術館を含むミュージアムの歴史は、あえて単純化して述べるならば、当初は一般に公開されていなかった個人のコレクションが、次第に、公衆に向けて開かれていくという流れを伴っている。西洋の場合であれば、中世の王侯や教会のコレクションも、一六世紀以降に王や貴族や知識人たちが築いた収集室も、ひろく一般に向けて公開されるという性質のものではなかった。それが一八世紀以降、次第に開かれていくときに、近代の意味でのミュージアムが誕生してくるのである。

しかしここに葛藤が生じる。コレクション、わけても芸術作品のコレクションをみるという出来事は、私的な感性の領域に、根深く関わるものであることは疑いえない。にもかかわらず、近代以降に成立する美術館という制度は、私的な側面を多分にもつこの出来事を、公的にひらくことをよしとする。ここにあるのはしたがって、作品鑑賞を公的な舞台に上げようとする美術館の根本にある理想が、いわば内在的に含み持っている葛藤である。

たとえば、ある美術作品を所有している個人が、それを親しい友人たちに披露しているとす。そして鑑賞の場が、所有者の書斎や応接室だったとする。この場合、所有者が作品にべたべたと手を触れようが、大声で講釈を垂れようが、これを非難することは難しい。大声での講釈にうんざりする人はいるかもしれないが、「お静かに！」などと命じてやめさせることは、現実的には無理だろう。ここで重要であるのは、作品所有者のこうしたふるまいの是非ではない。肝心であるのは、一八世紀から一九世紀にかけてミュージアムという近代的な装置が登場してくる以前には、このような私的な鑑賞の方がむしろ普通だったという点である。絵の前は、必ずしも、公共的な空間なのではない。もしくは、絵の前で成立する公共性は、いつの時代においても常に、わたしたちが現代的な意味で思い浮かべる公共性と同じだったわけではない、と言ってもよいかもしれない。

では、近代以降の美術館という制度のもとでは、どうだろうか。美術館等のミュージアムは、コレクションを、私的な所有物としてではなく、共有の財として分けもつことを前提とする近代的なシステムである。鑑賞を、私的な感性の領域での出来事から、あるいは仲間内の交流の場で完結する出来事から、公共の場で生じる出来事へと拡張しようとするのが、美術館である。つまり、あるところ美術館は、無数の鑑賞者が抱えている無数の私的な欲求を、ほどよく叶え、ほどよく抑えて、公共的な空間をつくり出

すという課題を宿命的に負っている。

作品の前での会話が、わけても美術館の展示室で問題となるのは、まさしくこうした文脈においてである。美術館には、多様な来館者が多様な欲求を抱いてやって来る。語りたいたい人もいれば、語りたくない人もいる。あるいは、語りたいたときもあれば、語りたくないときもある。これらの私的な欲求を適宜汲み取り、適宜切り捨てて、妥当な落としどころを探すことが不可欠である。さもなくば、鑑賞が立脚しているはずの私的な感性の領域と、この鑑賞を取り囲む公共的な展示環境との間の摩擦や軋轢あつれきが、否応なくあらわになってしまうだろう。

念のために付言しておけば、現代のミュージアムは、一方では確かに(4)であるのだが、他方では同時に(5)でもある。つまりミュージアムは、伝統的に社会教育のための施設、公益を担う施設だとされてきた一方で、観光を中心とする産業の一形態でもあるのだ。このことも、現代のミュージアムでの声と語らい、沈黙と静粛をめぐる問題に何かしらの影を投げかけていると考えられる。

来館者は、鑑賞者であり学習者でもあるが、多くの場合には事実として消費者でもある。つまり多くの来館者は、入館料や観覧料、音声ガイドの利用料やワークショップの参加料、駐車場代や交通費を支払ったうえで美術館等のミュージアムを利用する。そしてそうである以上、各人が、自分にとってよりよい鑑賞環境を主張することは、ある意味では当然のことのようにも感じられるのである。

このとき、ミュージアムで個人が支払う入館料や観覧料にそれほどの差がないという点が、おそらく効いてくる。王侯貴族や宗教的な権力者といった特権的な存在が作品を所有しているのであれば、作品に向き合う権利に差が出てくる場合もあるかもしれない。誰か「偉い」人が黙れと命じるならば、わたしたちには沈黙する以外の選択肢がないかもしれない。しかし、消費者としての鑑賞者は、さほど大きな違いのない金額を支払い、作品・資料を観覧する時限的な権利を購入しているという点で、平等である。それゆえに、同じお金を払って見ているのに、どうして自分の(たとえば「静かに見たい」という)欲求が、他者の(たとえば「声をあげて議論したい」という)欲求に屈しなくてはならないのか、という不平が沸き起こってくるのは仕方がな

いとも言えるだろう。

ちなみに、美術館等のミュージアムは確かに、生涯学習のための施設であるという建前上、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学びにアクセスできることを前提として、あるいは少なくとも理想として運営されてきたと言ってよい。しかし、現実的な経営上の戦略としては（とりわけ期間限定の特別展の集客を目標とする際には）、「いまだけ」「ここだけで」「そしてチケットを買った」「あなただけ」が、この特別な経験に与りうるのだという売り込み方をするのが決して稀ではない。対する来館者の側も、もう二度とみるできないかもしれない貴重な作品や資料に出会うために、お金を払い、時間を工面してやって来る。もちろん、これと同種の主張は国公立のミュージアムでも発生しうる。つまり、そのミュージアムが公立・国立である場合であれば、似たような主張がさらに「納税者」という立場からなされることになるのである。要するに、納税者として、市民として、わたしはミュージアムを快適に利用する権利があるという主張である。

美術館の展示室は、誰かが永続的に占有しうる場ではないという意味で、公的な空間であることは間違いない。ただし、それでも消費者あるいは納税者としての鑑賞者は、一時的にはあれ作品の前に立ち、それを味わう権利を分有していることは正當に主張できる。もとよりこの権利は他者と分有している権利であるのだから、全体の利益を侵害してまで自己の権利を唱えることはできないが、しかし少なくとも、いわば自分の「取り分」を求めることはできる。このことも、展示室内での主張の強さに幾分か影響を与えているだろう。

いずれにせよミュージアムは、占有の場ではなく分有の場、あるいは共有の場であるから、そこにおいてわたしたちは、作品とだけでなく他の観賞者にも出会うことになるのである。

（今村信隆『お静かに！』の文化史―ミュージアムの声と沈黙をめぐって』による）

注 エトス……ある時代や社会・民族に固有の習慣や人々の気質。

〔問一〕 傍線(1)「その手の特別感は、近年では批判にさらされやすい」とあるが、なぜ「批判にさらされやすい」のか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 美術館などのミュージアムを、特筆すべき才能を持つ人物をたたえ、その人物の功績や作品を展示する場として扱うというやり方はもはや時代遅れであるから。

B 芸術作品を鑑賞するために日常と断絶した美術館を、ありふれたモノや活動についても展示して、親しみやすい場にするべきであると考えられるようになったから。

C 一定の距離を保って芸術作品を鑑賞することを当然とするのではなく、作品に気軽に触れて芸術に対する心理的距離を縮減する美術館が主流となっているから。

D 芸術作品を特別なものとして距離を置いて鑑賞するのではなく、日常生活の延長線に取り込んで価値を見いだすことをよしとする考え方が一般的になったから。

E 日常から断絶した場であることを理想としてきた美術館を、社会教育のための施設として日常的に開かれた場にしていくこうとする運動が近年盛んになったから。

〔問二〕 傍線(2)「この二つのケースが現実の展示室のなかでしばしば対立してしまう」とあるが、このような状況に至るまでの経緯はどのようなものであったか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 美術館の出現によって個人のコレクションが公衆に開かれていくにともない、鑑賞が公私という両義性をはらむようになり、鑑賞する人々の私欲の調整が求められるようになった。

B 本来は私的な感性の領域で起こる出来事であった鑑賞が、美術館の制度によって公共サービスへと変貌したことで、人々は周囲に配慮しつつ作品を見ることを求められるようになった。

C 近代以降は多様な思想が美術館内で交錯するようになり、鑑賞について「オープンに交流をすべきだ」という主張と「静かに作品と対峙すべきだ」という主張が衝突するようになった。

D 美術館が王や貴族、知識人などの特定層から一般庶民へと集客対象を拡大し、ひろく多様な人々を取り込むことにより、館内が公共性を帯びたことで声や音が争点化するようになった。

E 作品鑑賞に正しいふるまいを求めようとする美術館の制度が次第に効力を持ち、鑑賞の作法にも一定の規範が及ぶようになった結果、私的な鑑賞の仕方が問題視されるようになった。

〔問三〕 傍線(3)「近代的な意味でのミュージアム」とあるが、結局、筆者は「近代的な意味でのミュージアム」の特徴は、どの

ようなものであると述べているか。その説明としてもっとも適当な箇所を、「〜という特徴。」に続くように本文中から四十八字で抜き出し、最初と最後の五字を書きなさい。(句読点、かっこ等の記述記号も字数に数える)

〔問四〕 空欄(4)(5)に入る語の組み合わせとしてもつとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- | | | |
|---|------------|------------|
| A | (4) 特別な空間 | (5) 日常の空間 |
| B | (4) 伝統的な空間 | (5) 近代的な空間 |
| C | (4) 公共空間 | (5) 消費の空間 |
| D | (4) 分有する空間 | (5) 占有する空間 |
| E | (4) 広大な空間 | (5) 狭小な空間 |

〔問五〕 本文の趣旨としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 近代以降のミュージアムは、芸術作品を誰もが平等に鑑賞できる公共の場として整備されてきたため、感想を声に出したいという欲求を積極的に評価している。来館者が会話を交わすことで、ミュージアムは開かれた文化の場として機能するのである。

B 近代以降のミュージアムは、個人が所有していた芸術作品を広く一般に公開することで成立した制度である。鑑賞の場が私的な領域から公的な展示空間へと移行したことで、作品の前での声や会話をめぐる多様な欲求を互いに制御する必要が生じている。

C 近代以降のミュージアムは、かつてのように王侯貴族や宗教的権威が作品を所有しているわけではなく、来館者は消費者・納税者でもある。そのため、それぞれが私的な欲求を大切にし、他者に左右されずに作品と向き合おうとしているのである。

D 近代以降のミュージアムは、個人の■に根ざす芸術鑑賞を尊重し、日常から切り離された特別な空間であることを重視している。だからこそ、来館者がそれぞれの欲求に従って作品と向き合い、多様な鑑賞方法が共存できる展示環境が求められている。

E 近代以降のミュージアムは、個人の所有物だった芸術作品に一般の人びとがアクセスできるようになったことで成立した。そのため、展示空間を共有する来館者には、他者に配慮する姿勢が求められており、私的欲求があっても抑制することが望まれる。

※黒塗りの箇所は、誤植のため掲載しません。

三 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(30点)

「日本人」は実体ではなく歴史過程のなかで創られてきた。それらに実体を付与してきた日本文化論もまた歴史や社会のなかに文脈化し、再検討する必要がある。こういわれると、「日本人」が徹底的に否定されているようで、うんざりしてしまう人もいるだろう。しかし、これは「日本人」の存立危機をわざわざ唱えて、人々を不安に陥れようとしているのではない。むしろ、画一的な「日本人」のイメージを見直し、他者に開かれた社会の実現に向けた可能性を開こうとしている。日本をより広い地理的空間のなかに位置付けたり、日本社会の多様性を改めて認識したりすることは、豊かな社会の実現に向けた一助となるであろう。

例えば、2013年3月にリニューアル・オープンした国立歴史民俗博物館の総合展示第4展示室(民俗)⁽¹⁾は、「列島の民俗文化」をテーマとして、南島、沖縄、九州、四国、本州、北海道、そして北方の島々までを含めて、より広い地域的な広がりの中で日本を捉え直すそうとしている。ここでいう民俗とは、庶民に伝承された生活文化一般のことである。リニューアル以前の常設展も日本における「民俗文化の多元性」をテーマに、柳田國男が描いた稲作を生業とする常民に加えて、畑作や漁撈ぎょうらうを営む人々も含めた多面的な生活が展示されていた。新しい常設展示では、東アジア地域の海域の交流、ユーラシア大陸につながる文化的広がりの中に日本が位置付けられている。展示のなかでは、アイヌの芸術家による現代アートの展示、東アジア世界との交流のなかで形成された沖縄および宮古・八重山の祭礼行事の展示などが存在感をもっており、日本列島を一部に含むより広範な「列島」の空間的広がりの中で、日本を捉え直すことの重要性を認識させてくれる。

ここに提示された「列島」の視座は、作家の島尾敏雄(1917―1986)が構想したヤポネシア、すなわちユーラシア大陸に沿って連なる島々のまとまりにも相通じる。島尾は、神奈川県で生まれ、九州帝国大学を卒業後、海軍予備学生に志願し、特攻隊長として奄美群島加計呂麻島に赴任するも、作品のタイトルにあるように「出撃は遂に訪れず」生き延びた。戦後、妻の実家がある奄美大島に移住したが、本籍のある福島に移住した奄美を介して周辺から日本をみる視点を獲得し、琉球孤、本州孤、

千島孤の鳥々の重なりから列島をみて、ラテン語の「Japonia」に古典ギリシア語で鳥々を意味する「neia」をつけてヤポネシアの造語で呼んだ。ヤポネシアの構想は、日本が沖縄やアイヌの人々を統合してきた近代の政治史を文化的に正当化しているという批判もあるが、島尾は同化を念頭において戦後日本の中心から周辺をみたのではない。むしろ、日本社会を単一とみなすことに強い違和感をもち、周辺に身をおきながら多様性のなかにある日本社会を構想した。テッサ・モーリス・鈴木がアイヌの近代について論じたように、周辺から中心を眺める視座には、同化を強いる近代日本の支配を批判的に捉え、重層的で多様な日本を思い描く想像力が込められている。

多様性のなかにある日本社会を想像するにあたって、2020年には画期的な出来事があった。北海道白老郡白老町に、アイヌの歴史・文化を学び、アイヌ文化の復興や振興を進めるための「民族共生象徴空間（ウアイヌコロ コタン）ウポポイ」がオープンしたことである。ウポポイとは「おおぜいで歌うこと」を意味するアイヌ語である。湖畔の敷地に設けられた同空間は、アイヌ文化の展示や調査研究に特化した国立アイヌ民族博物館（アヌココロ アイヌ イコロマケネル）のほか、国立民族共生公園（アヌココロ ウアイヌコロ ミンタラ）、慰霊施設（シンヌラツパ ウシ）などを擁する。

施設名にアイヌ語が併記されていることからわかるように、アイヌの人々の観点や関わりが重視されており、国立の施設ではあるが上から押し付けられた官製の文化施設とはならないように、配慮と工夫がなされている。国立アイヌ民族博物館のアイヌ語名「アヌココロ アイヌ イコロマケネル」とは、「私たちが共有するアイヌの宝物がある建物」という意味で、アイヌの人々が主体となって博物館の事業を企画、運営する様々な仕組みがある。もともと、民族共生象徴空間の構想が、すべてのアイヌの人々に受け入れられてきたわけではない。同空間の設立は、明治から昭和に至るまで行われてきた研究者によるアイヌ人骨盗掘問題を隠蔽し、その幕引きを図るための宥和政策であると批判的な立場をとるアイヌの人々もいる。

日本の近代史のなかで、確かにアイヌの尊厳は守られてこなかった。明治期以降の北海道開拓の歴史は、近代日本の中心からみた歴史観では国土整備の一環として開拓団や屯田兵の労苦とともに描かれる。札幌市内の「野外博物館北海道開拓の村」で当時の開拓精神に触れ、感激する観光客は少なくない。北海道開拓の過程でアイヌの人々は周辺に追いやられ、戸籍法のもとで民

族名を失った。また、北海道旧土人保護法（1899年）のもとで移動が制限されて従来の狩猟や漁撈の場を失い、「土人学校」で強制的に受けた日本語教育を通じてアイヌ語を否定された。アイヌ文化振興法（1997年）の制定とともに、旧土人保護法は廃止され、そしてアイヌ施策推進法（2019年）が制定されると、ようやくアイヌは北海道の「先住民族」と認定された。こうした歴史を経て、アイヌ文化の振興、そして日本社会における多様な人々の共生にむけて民族共生象徴空間が構想され、開設に至った。

近代以降、アイヌを周辺に追いやってきた日本社会にあつて、ウポポイを通じて先住民文化の意義や他者との共生が謳²われている意義は大きい。しかし、先住民の文化振興や多様な人々の共生を念頭において国立の文化施設ができたからといって、他者に寛容な社会が即座に実現されるわけではない。現在でもアイヌに対する様々な差別が後を絶たず、他者への非寛容な態度が広くみられるのが日本社会の現実である。非寛容な態度は、民族的な他者のみならず、性的マイノリティ、原発事件後の福島からの転入者、COVID-19流行下の感染者や医療従事者など、身近な他者にも向けられている。そうした態度を支えているのが、自分³はマジリティの側にいるという感覚であり、他者への想像力の欠如である。

沖縄やアイヌといった周辺から日本社会を照射することで、重層的で多様な日本の現実が浮かび上がってくる。また、私たちは地球規模でヒト、モノ、情報が流通するグローバル化時代を生きるなかで、重層的で多様な日本社会のありようを日々体験している。それでも自分のことを典型的な「日本人」だと思っている人々、すなわち「日本人」⁴の幻想に生きる人々は、どのような態度で他者にのぞむのであろうか。

在日朝鮮人・韓国人のように帝国日本の外地にルーツをもつ人々のなかには、戦後も日本社会での生活を余儀なくされた者も多く、戦後日本にやってきたニューカマーのなかにも旧外地出身の人々は多くいる。1970年代後半から受け入れたインドシナ難民、バブル経済期に来日した南米日系人の労働者や東南アジアからの女性労働者。そして近年増加するアジア諸国の留学生や技能実習生、高齢化社会を支えるために不可欠な東南アジア系の介護職労働者。ここ半世紀の間に日本にやってきた外国人と在来の日本人との関係をめぐっては、多文化共生の試みが一定の成果を上げている地域もあるが、あからさまな差別や労働・研

修現場での差別的な処遇も多く報告されている。日本に住んでいることを自明視し、自分がマジヨリテイであると信じて疑わない「日本人」なら、彼らを日本社会に迎え、受け入れるのではなく、使い捨てて当然と考えてしまうのかもしれない。日常生活のなかで「日本人」の幻想を越え、重層性や多様性のなかにある日本社会を想像することが、残念ながら十分に浸透しているとはいえない社会のなかで私たちは生きています。

しかし悲観することばかりではない。誰でも日常生活のなかで身をもって「日本人」の幻想を乗り越える機会がある。私は神奈川県横浜市鶴見区の鶴見沖縄県人会の沖縄角力大会すまうに参加したときに、こうした経験をしたことがある。2006年のこと、所属していた大学院の研究プロジェクトで鶴見沖縄県人会に出入りするようになった私は「みているだけではなくて、やってごらんよ」といわれ、大学院の先輩や後輩を誘って沖縄角力大会に参加してみた。角力大会は県人会館からほど近い公立小学校の校庭を借りて、現在では70回以上も回を重ねている。

沖縄県人会は会員数の減少や若年層の会離れに悩まされていたこともあってか、私のような「よそ者」も拒まなかった。沖縄に出自をもたない近隣住民のほか、在日朝鮮人・韓国人や日系ブラジル人、そして首都圏から来たモンゴル人らが参加し、大会を盛り上げた。角力着を着て、組み手をして始まる沖縄角力はモンゴル相撲とよく似ていて、屈強なモンゴル人がこぞとばかりに「荒らし」に来て、優勝をさらっていった。それでも、沖縄県人会の人々には、外国人横綱を冷遇するような偏屈さはなかった。けっこうな賞金を出しているのだから、県人会の人々は悔しがるのだが、それでも大会が盛り上がりげに「よそ者」を拒まず、歓迎する。私は沖縄に出自もなく、外見もひ弱で実際に瞬殺されてしまい、完全に浮いていたのだが、それでもどことなくこの場に受け入れてもらっている感覚を覚えた。そして、大会終了後に県人会館で泡盛あわもろをいただいて酩酊めいびした。

「日本人」の幻想を超えるためには、自分が「よそ者」となるような経験が重要になるであろう。大学生なら海外での一人旅や留学を通して、こうした体験をすることがあるかもしれない。日本社会に身をおいたままでも、自分がマジヨリテイの側になることができる瞬間を経験することがある。⁽⁵⁾「よそ者」であるかどうかは相対的で、誰もが関係性のなかでマイノリティになる可能性がある。そうした経験を通して、主流社会の視点を相対化することができる。それは必ずしも排除される経験を意

味しない。私が沖縄角力大会で体験したように、寛大にも受容される経験になるかもしれない。他者として受け入れられたり、他者を受け入れたりする経験を通じて、「日本人」の幻想を超えて多様性のなかにある日本社会を想像することができる。「日本人」を問い直すことは、グローバル化の時代にあつて豊かな日本社会の実現に向けた想像力を養うことに寄与するであろう。

(飯高伸五『日本人』を問い直す)(宮岡真央子ほか編『日本で学ぶ文化人類学』所収)による。

出題の都合上、一部中略した箇所がある)

注 アイヌ人骨盗掘問題……明治以降、人類学者たちが、アイヌや琉球の先住民の墓から親族らの許可を得ずに遺骨を盗み、人骨標本の研究材料として占有した事件。現在も返還されていないばかりか、占有の事実すら認められていなかった遺骨が存在する。

〔問一〕 傍線(1)「国立歴史民俗博物館の総合展示第4展示室(民俗)」と、傍線(2)「作家の島尾敏雄(1917―1986)」が構想したヤポネシア」の共通点の説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 日本列島から周辺地域を眺めるのではなく、アジアから日本を眺め、交流圏のなかで形成された多様な生活文化を明らかにする試みである点。

B 日本が沖縄やアイヌの人々を支配下に置いて同化を強いた歴史を正当化し、日本の中心地から日本列島全体の統一性を企図する試みである点。

C 稲作を生業とする人々の生活だけでなく、畑作や狩猟や漁撈を営む人々の生活にも注目し、日本社会の多様性を捉えようとする試みである点。

D 日本社会を単一社会とみなすのではなく、より広範な空間的広がりの中で日本を眺め、多元的で多様な日本を捉えようとする試みである点。

E 日本列島の中にユーラシア大陸に沿って連なる島々を包摂し、一つのまとまりとしての文化的広がりの中で日本社会を構想する試みである点。

〔問二〕 傍線(3)「民族共生象徴空間（ウアイヌコロ コタン）ウポポイ」は文化施設としてどのような特徴をもっているか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から一つ選び、符号で答えなさい。

A 国立の施設でこそあるものの、運営を地域住民に一任するという国の方針にもとづいて、アイヌの人々が主体となつて博物館の事業を企画、運営している。

B アイヌの尊厳が守られなかった歴史を踏まえ、アイヌが北海道の「先住民族」と認定されたことを記念して、他者に寛容な社会を構築する必要性を訴えている。

C 国立の施設として、アイヌの人々が受けたさまざまな迫害の歴史を隠蔽したり、アイヌの人々から譲歩を引き出すための政策に利用されたりすることを拒んでいる。

D 民族共生象徴空間の構想がすべてのアイヌの人々に受け入れられるよう説得を重ねて、先住民の文化振興やアイヌに対する差別のない社会を目指している。

E 政府や自治体によって展示内容や運営の方針が決められるのではなく、アイヌの人々の観点でアイヌ文化を伝え、日本社会の多様な人々の共生を企図している。

〔問三〕 傍線(4)「『日本人』の幻想に生きる人々」を言い換えたものとしてもっとも適当な表現を、本文中から四十一字で抜き出し、最初と最後の五字を書きなさい。（句読点、かっこ等の記述記号も字数に数える）

〔問四〕 傍線(5)「主流社会の視点を相対化する」とはどういうことか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から一つ選び、符号で答えなさい。

A 日本の外にルーツをもつ人々を日本社会の一員としてあたたかく迎え入れ、日本社会が重層性や多様性のなかにあるという認識へと改めること。

B 異なる共同体に入り、自分が「よそ者」となる経験をすることで、マジョリティの側からだけ見ていた世界が一方的なものであったと知ること。

C マジョリティになったりマイノリティになったりする経験を繰り返すことで、日本社会が多様性を秘めた社会であるという現実を実感すること。

D 海外での一人旅や留学を通してそれぞれの国の「主流」を感じ取り、主流社会とは関係性によって変わる相対的なものであると理解すること。

E 多様な人々が集う場に参加して、「よそ者」だと拒まれることなく受け入れてもらえる経験をすることで、自分の偏った見方を矯正すること。

〔問五〕 本文の内容に合致するものとして、最も適切なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 日本に住む人々の中には、国外にルーツをもつ人や先住民族として暮らす人々がいる。加えてグローバル化の進展により、留学生や技能実習生として来日・移住する外国人も増え、「日本人」という実体も変容しつつある。

B 「日本人」には長らく画一的なイメージが与えられてきたが、実際には多様な背景をもつ人々が暮らしている。彼らの生活文化や価値観に理解と配慮を示すことが、多文化共生の実現に向けた第一歩となる。

C グローバル化の時代にあつて、沖縄やアイヌといった周縁から日本社会を眺め、画一的な「日本人」のイメージを見直し、日本社会の多様性を改めて認識することは、豊かな社会の実現に向けた一助となる。

D 島尾敏雄が「日本」を北海道・本州・琉球からなる列島「ヤポネシア」と呼び、日本社会を中央集権的な社会ではなく島々の重なりと捉えたように、中心と周縁という関係から日本をみる視座からの脱却が求められている。

E 外国人労働者への差別にみられるような多文化共生の難しさは、日本社会がグローバル化という現実を十分に受け入れられていないことに起因しており、身をもって「よそ者」になる経験が必要とされている。

